

令和 7 年第 2 回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和 7 年 8 月 1 8 日 開会

令和 7 年 8 月 1 8 日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

令和 7 年第 2 回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

8 月 1 8 日（月曜日） 第 2 号

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議長の選挙	4
副議長の選挙	5
報第 3 号から議案第 1 2 号まで 6 件上程、説明、採決	5
閉会	1 0

議 事 日 程

令和 7 年 8 月 1 8 日（月曜日） 午後 1 時 3 0 分開議

- | | | |
|-------|------------|--|
| 第 1 | 議席の指定 | |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 3 | 会期の決定 | |
| 第 4 | 議長の選挙 | |
| 第 5 | 副議長の選挙 | |
| 第 6 | 報第 3 号 | 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定） |
| 第 7 | 議案第 8 号 | 令和 7 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 8 | 議案第 9 号 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 9 | 議案第 1 0 号 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 1 0 | 議案第 1 1 号 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 1 1 | 議案第 1 2 号 | 令和 6 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |

◎本日の会議に付した事件

- | | | |
|---------|------------|--|
| 日程第 1 | 議席の指定 | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 3 | 会期の決定 | |
| 日程第 4 | 議長の選挙 | |
| 日程第 5 | 副議長の選挙 | |
| 日程第 6 | 報第 3 号 | 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 令和 7 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 1 0 号 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 1 号 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 2 号 | 令和 6 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
-

出席議員（43人）

1番	後藤	藤	一郎	議員	28番	古川	田地	聖憲	人元	議員
2番	和	田	直也	議員	29番	川	地	憲	孝博	議員
3番	浅	野	雅樹	議員	30番	藤	塚	康隆	博世	議員
4番	豊	田	富士	議員	31番	広	瀬	弘	之仁	議員
5番	長	谷川	つよ	議員	32番	西	脇	和	三	議員
6番	上	田	和史	議員	33番	藤	井	栄	一	議員
7番	伊	東	寿充	議員	34番	朝	倉	晃	三	議員
8番	高	木	貴行	議員	36番	岡	部	美	誉弘	議員
9番	山	下	清司	議員	37番	宇	佐	中	已	議員
12番	水	野	光二	議員	38番	竹	井	野	宏	議員
13番	松	井	聡峰	議員	39番	石	井	藤	太	議員
14番	小	坂	浩人	議員	40番	井	伊	邊	宙	議員
15番	藤	井	淳司	議員	41番	渡	木	下	広	議員
16番	加	藤	健成	議員	42番	堀	部	子	則	議員
17番	浅	野	輝之	議員	43番	金	伯	貴	貴	議員
18番	富	田	也男	議員	44番	佐	井	郎	仲	議員
20番	森	竹	文	議員	45番	今	渡	成	茂	議員
21番	都	藤	真	議員	46番	渡	成			議員
24番	森	内	澄	議員	47番					議員
25番	山	川	紀	議員	48番					議員
26番	横	藤		議員	49番					議員
27番	後			議員						議員

欠席議員（6人）

10番	小栗	仁志	議員	22番	藤原	勉	議員
11番	武藤	鉄弘	議員	23番	乾	幸	議員
19番	林	宏優	議員	35番	岡田	立	議員

説明のため出席した者

柴橋	正	直	広域連合長	林	照	男	事務局長
石田		仁	副広域連合長	浅井	千都	代	会計管理者兼会計課長
田中		明	副広域連合長	奥田	卓巳	已	総務課長
山川	弘	保	副広域連合長	多和田	真	也	資格電算課長
早野	博	文	副広域連合長	山田	芳	子	給付課長
戸部	哲	哉	副広域連合長				

職務のため出席した事務局職員

加藤	直美	書記	長	大橋	厚志	書記
----	----	----	---	----	----	----

○書記長 定刻となりましたので、ただいまから令和7年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるわけでありますが、現在議長及び副議長が欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

ただいま御出席議員の中では、井野勝巳議員が最年長でございますので、御紹介申し上げます。議長席へお着きいただきますよう、よろしくお願いいたします。

〔井野議員 議長席 着席〕

開 会

午後1時30分 開 会

○臨時議長（井野勝巳） みなさんこんにちは。ただいま御紹介を受けました北方町、井野勝巳でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、これより臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会をいたします。

－ 諸般の報告 －

○臨時議長（井野勝巳） 日程に入るに先立って諸般の報告を行います。

まず、去る5月8日付で、大垣市選出の空英明議員から、5月12日付で、高山市選出の渡辺甚一議員から、5月15日付で、岐阜市選出の黒田育宏議員から、岐阜市選出の浅野裕司議員から、垂井町選出の若山隆史議員から、議員辞職願が提出され、これを許可しましたので、会議規則第83条第2項の規定により、御報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

開 議

○臨時議長（井野勝巳） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 議席の指定

○臨時議長（井野勝巳） 日程第1、議席の指定を議題とします。

今回当選されました議員の議席は、会議規則 第4条第2項の規定により、私において、2番 和田直也議員、3番 浅野雅樹議員、5番 長谷川つよし議員、7番 伊東寿充議員、17番 浅野健司議員、26番 横川真澄議員、31番 広瀬隆博議員、43番 木下宙議員、44番 堀部勝広議員、以上のとおり指定します。

第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（井野勝巳） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、私において、14番 小坂喬峰議員、49番 成原茂議員の両議員を指名します。

第3 会期の決定

○臨時議長（井野勝巳） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（井野勝巳） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

第4 議長の選挙

○臨時議長（井野勝巳） 日程第4、議長の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、私において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（井野勝巳） 御異議なしと認めます。よって、私より指名します。議長には和田直也議員を指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（井野勝巳） 御異議なしと認めます。よって、和田直也議員が議長に当選されました。ただいま当選されました和田直也議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

議長から御挨拶があります。2番 和田直也議員。

〔和田直也議員登壇〕

○2番（和田直也） あらためまして皆さん、こんにちは。ただいま広域連合議会議長にご推挙たまわりました岐阜市議会議長の和田直也でございます。県内42市町村が加盟いたしますこの広域連合議会の議長という大役にあたり大変恐縮いたしますけれども、精いっぱい公明正大に務めてまいりたいと考えております。どうかよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

○臨時議長（井野勝巳） それでは和田議長、議長席にお着きください。私の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

(拍手) 〔臨時議長退席、議長着席〕

第5 副議長の選挙

○議長(和田直也) それでは日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(和田直也) 御異議なしと認めます。よって、議長より指名します。副議長には井野勝已議員を指名します。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(和田直也) 御異議なしと認めます。よって、井野勝已議員が副議長に当選されました。ただいま当選されました井野勝已議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

副議長から御挨拶があります。40番 井野勝已議員。

〔井野勝已議員登壇〕

○40番(井野勝已議員) ただいま、広域連合議会副議長に推薦いただきました、井野勝已でございます。これから議長の補佐役として円滑に議会を進めますよう取り組んでまいりたいと思います。どうぞ皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(拍手)

第6 報第3号から第11 議案第12号まで

○議長(和田直也) 日程第6、報第3号から日程第11、議案第12号まで、以上6件を一括して議題とします。

これら6件に対する提出者の説明を求めます。柴橋正直広域連合長。

〔柴橋正直広域連合長登壇〕

○広域連合長(柴橋正直) 令和7年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃は、議員の皆様並びに各市町村の皆様方には、後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

提案説明に先立ち、諸般の事項について申し上げます。

最初に、少子高齢化の状況についてであります。

本年6月に厚生労働省が公表した令和6年の人口動態統計によると、令和6年の出生数は68万6061人で、前年に比べて4万1千人減少し、初めて70万人を下回りました。

さらに、1人の女性が生涯に産む子どもの数を表す合計特殊出生率は1.15と、過去最低を更新し、急速な少子化に歯止めがかからない状況です。

なお、岐阜県の合計特殊出生率は1.27で、全国で18番目となっております。

また、内閣府が公表した令和7年版「高齢社会白書」によると、令和6年10月1日現在、わが国の65歳以上人口は3,624万人で、総人口に占める割合・高齢化率は29.3%と前年から0.2%上昇しました。

岐阜県の高齢化率は31.4%、全国で27番目となっております。

65歳以上人口と、15歳～64歳の現役世代の比率をみますと、昭和25年には、65歳以上の高齢者一人に対して現役世代が12.1人であったのに対し、令和6年には2.0人と6分の1になっており、今後さらに比率が低下すると見込まれております。

続いて、後期高齢者の医療費についてであります。

本年6月に国民健康保険中央会が発表した令和6年度の医療費速報によると、後期高齢者の医療費総額は19兆3,942億円で、前年度に比べて4.2%の増となりました。

令和4年度から今年度にかけて、団塊の世代が順次後期高齢者医療に移行しており、被保険者数が3.2%増加したことが主な要因です。

一方、1人当たり医療費額は96万4,905円で、0.9%の小幅な伸びにとどまっております。

岐阜県の1人当たり医療費は88万5,801円で、全国平均を下回り、全国で31番目となっております。

加えて、本広域連合の運営状況についてであります。

岐阜県の被保険者数は、団塊の世代の加入により、本年7月末現在、35万2,616人となり、前年同時期に比べて8千人ほど増加しております。

また、令和6年度の医療給付費は、約2,826億円となり、前年度に比べて96億円増加しました。

被保険者数の増加が主な要因となっており、医療の高度化と相まって、今後も増加することが見込まれます。

少子高齢化が進展し、後期高齢者の医療費が増大する中、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的に、令和6年4月に、後期高齢者医療制度が改正されました。

現役世代の負担を抑えるため、後期高齢者の保険料と現役世代の後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう見直され、子育てを全世代で支援するため、昨年度から、出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者の保険料で負担するとともに、高齢者負担率の見直しや、賦課限度額の引き上げを行っております。

また、昨年6月には、少子化対策関連法が成立し、こども未来戦略を実行するための財源として、令和8年度から、保険料に上乗せする形で、後期高齢者の方からも支援金を徴収します。

医療保険制度とは直接関係のない子ども・子育て施策への財源を、保険料に上乗せして確保することは、保険制度の原理原則に反していると言わざるを得ませんが、制度の施行に向け、標準システムの改修等を行っており、今年度、広域連合が見直しを行う令和8年度及び9年度保険料率の算定に当たっては、これらの医療保険制度改革を踏まえ、適切に行ってまいります。

一方、高額療養費制度の見直しにつきましては、国は本年3月、8月に予定していた自己負担限度額の引き上げ等の段階的实施を見送り、制度設計を再検討する方針を示しました。

新たに「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」を設置し、患者団体等からのヒアリングが実施されております。

医療費の自己負担を一定額にとどめる高額療養費制度は、大きなリスクに備える社会保険のセーフティネットとして、医療保険を必要とする闘病中の方や、ご家族の生活を守る最も大切な仕組みであります。

引き続き、国の動向を注視しつつ、適切な制度設計を求め続けてまいります。

これらの制度に関する事項も含め、国への要望につきましては、6月4日に、東京で開催された全国後期高齢者医療広域連合協議会広域連合長会議において、全国の広域連合の要望を集約した「要望書」が採択され、会長である佐賀県広域連合長から厚生労働副大臣に手交されております。

私も岐阜県を代表して会議に出席し、全国の広域連合協議会の副会長に就任するとともに、持続可能な社会保障制度の構築について、意見を述べさせていただきました。

次に、マイナ保険証についてであります。昨年12月2日から、それまでの被保険者証の発行を終了して、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたしました。

8月1日の年次更新では、全ての被保険者のうち、マイナ保険証を保有している方には、資格情報のお知らせを、マイナ保険証を保有していない方には、資格確認書を交付する予定でしたが、本年4月、国から通知があり、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全員に資格確認書を交付する措置を令和8年7月末まで延長しております。

なお、本年5月末時点の本広域連合のマイナ保険証登録率は74.95%で、全国第4位であり、一方、マイナ保険証の利用率は、32.50%で、全国第15位となっております。

引き続き、県内市町村と連携して、周知・広報に努め、より多くの方にマイナ保険証を御利用いただくよう、マイナ保険証の利用促進に取り組んでまいります。

最後に、高齢者の保健事業についてであります。

令和2年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は、昨年度から、県内42市町村の全てが取り組んでおり、国保データベースシステムを活用して、地域の健康課題を把握し、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防等を効果的かつ効果的に実施していただいております。

加えて、健康で質の高い生活を営むためには、口腔の健康の維持、増進が重要であることから、ぎふ・さわやか口腔健診の充実を図るため、昨年度から、全国の広域連合に先駆け、口腔健診結果のデジタル化を開始しております。

これにより、口腔健診データと国保データベースシステムの健診、医療、介護のデータを突合することが可能となり、口腔の健康と全身の健康の関連性等を分析して、県内のオーラルフレイル対策に役立ててまいります。

いずれにいたしましても、高齢者の方が、安心して医療を受けられ、いつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、県内市町村や関係機関等と連携して後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今期定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

はじめに、報第3号は、去る3月28日に専決処分しました「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてであります。

人事院規則が令和7年4月1日に改正されることに伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るべく、職員の時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を「3歳未満」から「小学校就学前」に拡大するため、所要の改正を行いました。

次に、議案第8号は「令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」であります。

今回の特別会計補正予算は、令和6年度分の療養給付費の精算などを行うもので、歳入歳出それぞれ38億7,049万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,082億1,568万8千円とするものであります。

それでは、歳入について御説明申し上げます。

市町村支出金につきましては、療養給付費負担金の過年度精算分として、8,100万6千円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、高額医療費負担金の過年度精算分として6 1 2万9千円、資格確認書の暫定運用の延長にかかる経費について特別調整交付金として7, 8 6 0万円、合わせて8, 4 7 2万9千円を計上いたしました。

県支出金につきましては、高額医療費負担金の過年度精算分として6 1 2万9千円を計上いたしました。

また、精算に必要な財源として、令和6年度からの繰越金3 6億9, 8 6 2万7千円を計上いたしました。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

総務費につきましては、資格確認書の暫定運用の延長に伴う郵送料について円滑運営補助金として、市町村に対し7, 8 6 0万円を、諸支出金につきましては、令和6年度分の療養給付費等の精算に伴う償還金として、市町村に対し、1 2億9, 9 5 2万8千円、国に対し、2 0億5, 8 4 4万5千円、県に対し4, 3 7 9万3千円、支払基金に対し、3億9, 0 1 2万5千円、合計3 7億9, 1 8 9万1千円を計上いたしました。

次に、議案第9号は「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度について、1年につき10日相当の時間を超えない範囲内の取得を追加し、現行制度による1日につき2時間までの取得と選択できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第11号「岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

この2つの条例につきましては、対象者を「職員」と「パートタイム会計年度任用職員」とした別々の条例であります。改正する内容が同じであるため、合わせて御説明申し上げます。

これは、人事院規則の改正に伴い、「妊娠、出産等の申出をした職員」及び「3歳に満たない子を養育する職員」に対し、仕事と育児の両立支援制度等の情報提供及び意向確認等の規定を定めるものであります。

最後に、議案第12号は「令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

初めに、令和6年度の一般会計決算につきまして御説明申し上げます。

歳入合計は、3億9 7 1万2, 5 2 2円、歳出合計は、2億8, 0 8 0万6, 9 3 1円、歳入歳出差引残額は、2, 8 9 0万5, 5 9 1円となりました。

歳入の主なものといたしましては、市町村負担金が2億7, 0 7 7万8, 9 7 8円、前年度決算剰余金による繰越金が3, 7 1 0万4, 2 5 0円となりました。

歳出の主なものといたしましては、総務費につきまして、市町村派遣職員28名分の人件費負担金1億9, 9 3 5万4, 1 2 9円を支出いたしました。

次に、令和6年度の後期高齢者医療特別会計決算につきまして御説明申し上げます。

歳入合計は、3, 0 4 5億6, 8 2 6万1, 1 4 4円、歳出合計は、2, 9 3 0億9, 0 6 1万4, 7 8 8円、歳入歳出差引残額は、1 1 4億7, 7 6 4万6, 3 5 6円となりました。

歳入の主なものといたしましては、市町村支出金として、各市町村から納付される保険料負担金、療養給付費の定率負担金や保健事業費の負担金などで5 8 7億2, 9 8 8万5, 9 6 4円を収入いたしました。

国や県からの支出金として、療養給付費や高額医療費の定率負担金などで、国から9 4 9億5, 7 7 9万3, 1 8 9円、県から2 4 1億3, 4 8 8万3 1 8円を収入いたしました。

支払基金交付金といたしましては、現役世代からの支援金 1, 133 億 2, 552 万 5, 000 円を収入いたしました。

また、前年度決算剰余金による繰越金として、127 億 9, 589 万 8, 827 円を収入いたしました。

歳出の主なものといたしましては、総務費につきまして、レセプトの管理や点検業務、電算処理業務に係る経費など 14 億 4, 080 万 9, 074 円を支出いたしました。

保険給付費につきましては、療養給付費を 2, 636 億 1, 332 万 8, 861 円、療養費を 21 億 5, 353 万 9, 009 円、高額療養費を 165 億 4, 006 万 768 円、高額介護合算療養費を 2 億 8, 402 万 9, 216 円、葬祭費を 10 億 5, 060 万円支出いたしました。

審査支払手数料及び葬祭費を除く医療給付費は、2, 825 億 9, 099 万 3, 174 円となり、前年度と比べ 3.5%、95 億 5 千万円の増加となりました。

これは、団塊の世代が 75 歳以上に移行しており、被保険者数が、2.8%増加したことによるものであります。

保健事業費につきましては、健康診査費として、ぎふ・すこやか健康診査業務委託料を 8 億 9, 015 万 8, 991 円、ぎふ・さわやか口腔健康診査業務委託料を 1 億 6, 571 万 5, 969 円、それぞれ支出いたしました。

ぎふ・すこやか健康診査の受診率は、26.6%で、令和 5 年度から 2.3 ポイント上昇し、8 万 6, 031 人の方が受診されました。

ぎふ・さわやか口腔健康診査の受診率は、7.3%で、令和 5 年度から 0.6 ポイント上昇し、2 万 4, 415 人の方が受診されました。

加えて、その他保健事業費として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業にすべての市町村が取り組み、委託料を 3 億 4, 717 万 7, 636 円支出いたしました。

最後に、諸支出金につきましては、令和 5 年度分の療養給付費負担金及び保健事業費負担金等の精算に伴い、国や県、市町村、支払基金への償還金 52 億 4, 073 万 4, 700 円を支出いたしました。

なお、決算成果説明書並びに監査委員の審査意見書を添付してありますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、今期定例会に提案いたしました諸議案について、御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（和田直也） これら 6 件に対する質疑及び討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、報第 3 号を採決します。

お諮りします。本件については、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和田直也） 御異議なしと認めます。よって、本件については、承認することに決しました。

次に、議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和田直也） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和田直也） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第 10 号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和田直也） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和田直也） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本件については、これを認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和田直也） 御異議なしと認めます。よって、本件については、認定すべきものと決しました。

閉 議 閉 会

○議長（和田直也） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。

よって、本日の会議はこれで閉じ、令和 7 年第 2 回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後 2 時 00 分 閉 会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

井野 勝己

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

和田 直也

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

小坂 喬峰

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

成 厚 彦